

(2) 社会福祉法人の指導監査について

ア 法人の指導監査の実施について

(ア) 法人の指導監査については、法人運営における関係法令の遵守状況などに特に問題のない法人で、外部監査の実施や施設経営における積極的な取組等を実施している法人については、所轄庁の判断で実地監査を4年に1回とする等の取扱いとずる一方で、法人運営に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、法人の現況報告書の確認の結果等により、法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合には、所轄庁の判断で随時指導監査を実施することとしているところである。

各都道府県等におかれては、上記の趣旨を踏まえ、指導監査の対象について、法人運営に大きな問題がある法人や、事業活動状況等から問題が生じるおそれがある法人に重点化するなど、より効率的かつ効果的な監査の実施をお願いしたい。

また、法令違反等運営に問題のある法人に対しては、関係部局等と十分連絡調整するなど組織的な対応を行うとともに、問題の是正改善が図られるまでの間必要に応じ随時指導監査を実施するなど、徹底した改善をお願いしたい。

(イ) 平成 21 年度における問題発生時の対応事例として、法人の内部調査により発覚した運営費着服の報を受け、所轄庁が特別監査を実施し、改善命令を発出した事案を、参考資料 17「社会的な問題が発生した社会福祉法人の主な事案」のとおりお示しする。

都道府県等においては、このような法人に対しては、重点的かつ継続的に指導監査を実施するとともに、法令違反などが明らかになった場合には、社会福祉法第 56 条に基づき、改善命令、業務停止命令、理事の解職勧告、法人の解散命令等も検討のうえ、適切な改善措置を実施されたい。

また、このような事案の再発防止のため、理事会機能の強化、監事監査の強化、会計経理事務に係る内部牽制体制の確立及び徹底などについて、引き続き重点的な指導をお願いしたい。

なお、社会福祉法第 56 条に基づく法人の改善措置等の流れについてまとめたものを例示として添付するので、改善命令等の手続きの参考とされたい。

イ 社会福祉法人の役員について

社会福祉法人の役員（理事、監事）については、「社会福祉法人の認可について」（局長通知）において、「社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者」を加えることとされており、この「学識経験を有する者」は、「社会福祉法人の認可について」（課長通知）において、具体的な例示のひとつとして「社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者」が示されているところである。

この意味するところは、長年、その地域に密着して社会福祉行政に従事したことで培われた豊富な知識・経験を法人運営に活用することにより、法人の適正な運営と社会福祉事業の推進に資することを目的とするものであり、法人役員に退職公務員を加えなければならないものではない。また、実際に運営に参画できない者を慣習で名目的に選任することは厳に慎むべきであり、安易に退職公務員のいわゆる受け皿とするような趣旨ではないので、ご了承願いたい。

（参 考）

○ 社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法第 45 号）

第 61 条 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者は、次に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確にしなければならない。

一 （略）

二 国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を経営する者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。

三 社会福祉事業を経営する者は、不当に国及び地方公共団体の財政的、管理的援助を仰がないこと。

2 （略）

○ 社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長連名通知）

第 3 法人の組織運営

1 役員

(2) 実際に法人運営に参画できない者を、役員として名目的に選任することは適当でないこと。

2 理事

(6) 理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。

3 監事

(3) 監事のうち一人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。

- 社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長連名通知）

第3 法人の組織運営

- (1) 次のような者は、「社会福祉事業について学識経験を有する者」であること。
 - ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者

ウ 法人の資産管理（運用）について

資産の管理運用については、平成19年度の通知改正により、法人の基本財産以外の財産については、安全、確実な方法で行うことが望ましいとしつつ、運用可能な金融商品の範囲を一定程度拡大し、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を認めることとしたところである。

一方、近年の金融技術の高度化に伴い様々な金融商品が登場してきており、その中には、元本保証のないリスクの高い金融商品も見受けられる。法人の中には、これら元本保証のないリスクの高い金融商品で多額の運用を行った上に、資産運用に失敗し、事業規模の縮小のみならず、法人運営そのものの継続が不可能となる事例が見受けられた。

こうした事例の特徴として、元本保証のないリスクの高い金融商品を購入するに当たり、そのリスクの理解が不十分であった場合や、リスク管理に必要な資産運用規程の未整備、理事長等一人の運用責任者による独断での運用など、法人のリスク管理やチェック体制が明らかに不適切と思われるものが見受けられた。

資産管理（運用）の失敗で法人運営に支障が生じると、当該法人の経営する事業の利用者（入所者）が大きな影響を受けることになるため、法人の資産管理（運用）について、以下の点について留意するよう、指導されたい。

○ 役員、評議員、運用担当者における当該金融商品のリスク等についての理解

○ 定款の変更（定款準則第15条第3項（「前項の規定に関わらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる」）相当部分が設けられているか）

○ ガバナンスの徹底（当該金融商品で資産の管理（運用）を行うことについて理事会・評議員会の議決を経る、資産運用規程等を作成する等）

エ 現況報告書の活用について

法人は、社会福祉法第59条に基づき、毎年6月末日までに現況報告書を所轄庁に届け出なければならないこととされ、この現況報告書には、法人役員、実施する事業などの事項のほか、前年度末現在の「財産目録」、「貸借対照表」、「収支計算書」などの経営状況を示す計算書類を添付しなければならないこととされている。

所轄庁においては、過去数年間の現況報告書の内容を観察、分析することなどにより法人の経営状況の変化を確認し、経営状態の悪化の恐れなどが認められた場合は、早い段階で個別に法人担当者から事情を確認して対応策を講ずるなど、現況報告書を活用した適切な指導をお願いしたい。

5 社会福祉施設の運営等について

(1) 社会福祉施設の運営

ア 施設の役割と適正な運営管理の推進

(ア) 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の取組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取組みを推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

(イ) 社会福祉施設の運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないように施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

イ 感染症の予防対策等

(ア) 平成21年春以降、世界中で流行している新型インフルエンザ（A/H1N1）については、政府対策本部で定める「基本的対処方針」のもと、その対策に総力を挙げて取り組んでいるところであり、都道府県におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、平成21年10月8日付け事務連絡「新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について【再更新】」等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

(参考)

・「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター（集団発生）サーベイランスへの協力について」（平成21年12月14日）

事務連絡)

- ・「新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について(再更新)」(平成21年10月8日 事務連絡)
- ・新型インフルエンザ対策関連情報
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>
- ・新型インフルエンザ対策関連情報(自治体の方々へ)
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/info_local.html

(イ) 社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」(平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」(平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・ノロウイルスに関するQ&A
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
- ・「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(平成15年7月25日社援基発第0725001号)別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

- ・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

なお、社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

(2) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

ア 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成21年10月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、これら施設の「追加フォローアップ調査」については、平成22年3月5日（金）までに提出をお願いしているのご協力をお願いしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査のフォローアップ調査結果の公表等について（平成21年10月9日雇児発1009第3号、社援発1009第5号、障発1009第2号、老発1009第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）」

イ 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、平成17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）について、平成22年度も引き続き実施することとしている（詳細は、1の（3）のウの（エ）アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇を参照）。

（3）社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の早期執行について

平成21年度第1次補正予算において創設した「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下、「基金」という。）」は、地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、耐震化及びスプリンクラーの整備を促進するものである。

特に、消防法施行令改正に伴い、275㎡以上1000㎡未満の社会福祉施設についてもスプリンクラー設備を平成23年度末までに設置することが義務付けられていることから、整備に着手するよう管内社会福祉施設等に周知を図るとともに、適切な指導をお願いしたい。

また、基金の執行については、補正予算の執行見直しが行われたことに加え、施設側の事情による設計変更、都道府県内における事業の採択基準の策定に時間を要したことなどの様々な影響から、基金の執行が遅れているものと思われるが、緊急経済対策の主旨に鑑み、早期執行に努めていただきたい。

なお、当該基金の執行状況については、「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の執行状況等の公表について」に基づき、半期毎に基金執行状況等報告書の提出を求め、公表することとしているので留意願いたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について」（平成21年7月31日雇児発0731第1号、社援発0731第3号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）
- ・「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の執行状況等の公表について」（平成22年2月9日社援基発0209第1号社会・援護局福祉基盤課長通知）

(4) 社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

(5) 社会福祉施設等の防災対策について

ア 社会福祉施設等の防災対策への取組

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導するとともに、指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

- ①火災発生の未然防止
- ②火災発生時の早期通報・連絡
- ③初期消化対策
- ④夜間防火管理体制
- ⑤避難対策
- ⑥近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

- ①施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ②施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- ③入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護
- ④消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号）
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」（平成10年8月31日社援第2153号）
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」（平成11年1月29日社援第212号）

イ 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画願いたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。

6 福祉サービスの質の向上のための取組みについて

(1) 福祉サービス第三者評価推進事業

福祉サービスを提供する事業者のサービスの質を、公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価事業」は、個々の事業者が施設運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とした事業であるが、現在の通知が発出されて以降、受審が進んでいない都道府県も見受けられる。(参考資料19参照)

都道府県においては、本事業の推進のため、必要な人員を配置するなど体制を整えていただき、法人経営者、施設長、利用者及びその家族等に対する本事業の広報活動、関係者出席の会議や説明会等の機会における制度説明などの取組、都道府県推進組織の支援をお願いしたい。

ア 全国の推進組織について

全国社会福祉協議会が、学識経験者等で構成される「評価基準等委員会」、並びに都道府県推進組織を構成員とする「評価事業普及協議会」を設置し、評価基準の策定・更新や都道府県推進組織間での意見交換等を行うことにより、福祉サービスの第三者評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行うとともに、各都道府県における評価調査者の養成に資するため、「評価調査者指導者養成研修」を実施しているところである。

イ 都道府県推進組織について

各都道府県に設置されている都道府県推進組織におかれては、福祉サービスの質の向上を図る観点から、評価基準の策定、第三者評価機関の認証、評価調査者の養成、事業者への受審勧奨等、引き続き第三者評価事業の普及・定着に努められるようお願いしたい。

なお、受審率向上のため、受審済施設の名簿・受審施設の感想等を記載したパンフレットの作成や関係施設・事業者団体を通じた働きかけも効果的であると考えられるので、下記URLも参考の上、これらの取組み等により、事業者への受審勧

奨に努められるようお願いしたい。

(参考)

- 全国社会福祉協議会ホームページ

<http://www.shakyo-hyouka.net/> (第三者評価事業トップ)

<http://www.shakyo-hyouka.net/news4/fukyu-08.pdf> (パンフレット)

また、都道府県推進組織で実施している福祉サービス第三者評価受審への取組事例を紹介するので、事業推進の参考としてしていただきたい。

○熊本県における福祉サービス第三者評価受審促進策

(ア) 県健康福祉部が所管する社会福祉施設整備補助金における取扱い [平成21年度~]

- ①施設整備審査基準において、第三者評価受審法人に対する配点割合を高める
- ②施設整備補助金により施設を整備する法人等に対して、施設整備後に第三者評価の受審を求めることとした

(イ) 介護報酬上の取扱い [平成21年度~]

特定事業所集中減算の特例として位置づけた

(ウ) 社会福祉法人監査における取扱い [平成21年度~]

社会福祉法人に対する指導監査について、4年に1回の実施とする基準の一つに、受審し、結果を公表することを位置づけた

(エ) 受審認定証の交付

初年度である平成18年度については、交付式を開催(知事からの交付)

(オ) 受審事業所を紹介した普及啓発パンフレットの作成

(カ) 制度概要を紹介した事業者向けパンフレットの作成

(キ) 受審促進セミナーの開催

県内にある地域振興局(県庁出先機関)にて、評価機関や受審をした施設から、第三者評価事業について説明及び感想を聞く機会を作る

(ク) 受審事業所の一覧について、県ホームページで紹介

ウ WAMNET福祉サービス第三者評価情報システムについて

福祉医療機構の「WAMNET」において、都道府県推進組織が評価結果を登

録することや、WAMNET閲覧者が、施設の名称、所在地、種類等で評価結果を検索することが可能である。

各都道府県においては、管内における第三者評価事業の広告・啓発を通じた普及・定着のため、第三者評価情報システムを積極的に活用するようお願いしたい。

(参考)

- 全国社会福祉協議会ホームページ

<http://www.wam.go.jp/wamappl/hyoka/003hyoka/hyokanri2.nsf/aHyokaTop?OpenAgent>

(2) 苦情解決事業

ア 事業者段階における取り組みについて

苦情解決事業については、利用者保護の観点から仕組みを構築しているところである。

については、管内市町村及び社会福祉施設に対し、利用者からの苦情を踏まえ、提供するサービスに反映させ、サービスの質を向上させるという制度の重要性を再認識させるとともに、苦情解決の仕組みに関する体制を整備するよう、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

平成20年10月1日現在における「事業者段階における苦情解決の取組状況」については、7月開催予定の平成22年度都道府県運営適正化委員会委員長・事務局長会議にて公表する予定である。

イ 運営適正化委員会における苦情解決の取り組みについて

運営適正化委員会については、公平性・中立性の確保や迅速な事務の執行など適正な運営が行われるよう、特に事務局長その他の事務職員の専従化や相談技術の向上、苦情解決合議体の最低2ヶ月に1回以上の開催、標準的な処理期間の公表、第三者委員向け研修会の積極的な実施について都道府県社会福祉協議会に対し、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

参 考 资 料

独立行政法人福祉医療機構貸付事業

○貸付契約額、資金交付額及び原資

(単位：億円)

	平成21年度予算額	平成22年度予算案	差引増減
貸付契約額	3,237	2,598	△639
うち福祉貸付	1,627	1,250	△377
うち医療貸付	1,610	1,348	△262
資金交付額	3,018	2,487	△531
うち福祉貸付	1,535	1,263	△272
うち医療貸付	1,483	1,224	△259
原 資	3,018	2,487	△531
財政融資資金	2,828	2,083	△745
自己資金	190	404	214
(うち財投機関債)	400	330	△70

○貸付条件の改善内容

- (1) ユニット型特別養護老人ホームの建築資金及び土地取得資金の償還期間及び据置期間の延長
 償還期間：20年以内→25年以内
 据置期間：2年以内→3年以内
- (2) 社会福祉法人に対する貸付けの場合の保証人徴求免除
 社会福祉法人が希望する場合は、個人による保証ではなく、貸付利率に一定の利率を上乗せするオンコスト方式を導入する。
 (平成22年度オンコスト利率 0.05%)
- (3) 都市部を中心とした地域における低所得高齢者居住対策として、見守り機能を備えた軽費老人ホームの整備に対する融資
 都市部を中心とした地域における低所得高齢者居住対策として、現行の居室面積基準や職員配置基準等を緩和し、見守り機能を備えた軽費老人ホームの整備に対する融資を行う。
- (4) 整備促進特別対策事業で対象となる定期借地権の一時金に対する融資制度の創設
 都市部等での用地取得が困難な場合に、用地確保のために定期借地権を設定し、施設経営者が土地所有者に借地代の前払いとして一時金を支払った場合に要する費用について、土地取得資金の中で融資対象とする(平成23年度まで)。